

埼玉県社会福祉事業団建設工事に係る業務委託一般競争入札公告

埼玉県社会福祉事業団花園女子居住棟ほか改修工事設計業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札要領（以下「要領」という。）第6条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については要領の規定によるものとする。

令和6年4月10日

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 大木 正仁

記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	埼玉県社会福祉事業団花園女子居住棟ほか改修工事設計業務
(2) 業務箇所	埼玉県深谷市小前田2691番地
(3) 契約期間	契約確定の日から令和7年2月20日まで
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 業務概要	<p>ア 目的 本業務は、女子居住棟の老朽化に伴う大規模な改修及び仮設棟の有効利用を図るための実施設計業務である。</p> <p>イ 対象建築物等 女子居住棟 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積 2,780.90㎡ 仮設棟 鉄筋コンクリート造1階建 延べ床面積 1,659.23㎡</p> <p>ウ 業務内容 ・女子居住棟及び仮設棟改修工事の実実施設計業務 ・内訳書、数量計算書作成業務（単価入替含む。） ・概略工事工程表、工事費概算書作成業務等（特記仕様書による。）</p>
(6) その他	<p>受注者は、新型コロナウイルス感染症の罹患等により、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続することが困難となった場合、契約中の工事等について、工期又は履行期間の延長等の申出を行うことができる。</p> <p>発注者は、受注者から工期又は履行期間の延長等の申出があった場合は、契約約款等に基づき、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときには、工事等の工期又は履行期間の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額又は業務委託料の変更等を行う。</p>
2 落札者の決定方法	価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札の資料の提出、届出及び入札は要領により行う。
4 仕様書等	仕様書等は、埼玉県社会福祉事業団ホームページに掲載する。 (http://sswc-gr.jp/sswc) 令和6年4月10日（水）から令和6年5月8日（水）まで
5 一般競争参加資格等確認申請書の提出	<p>ア 期間（祝祭日、休日を除く。） 令和6年4月12日（金）午前10時00分から 令和6年4月22日（月）午後 3時00分まで</p>

	イ 提出場所 施設名：埼玉県社会福祉事業団花園 庶務担当 住所：埼玉県深谷市小前田2691番地 電話：048-584-2506	
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料を添付し、持参すること。	
6 仕様書等に関する質問	令和6年4月12日（金）午前10時00分から 令和6年4月22日（月）午後3時00分まで	
	質問がある場合には、上に示す時間内にファクシミリ等により提出すること。 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 （ファクシミリ：048-584-5081）	
7 質問に対する回答	令和6年4月24日（水）午後3時00分 質問に対する回答は、上に示す日にホームページに掲載する。	
8 入札執行の日時等	ア 日時 令和6年5月8日（水）午前10時00分 イ 入札場所 埼玉県社会福祉事業団花園（TEL：048-584-2506）	
9 入札に参加できる者の形態	単体企業	
10 入札に参加する者に必要な資格	入札参加希望者の入札参加資格は下記の（1）から（6）の資格を有する者について入札参加資格審査委員会に諮り、決定する。	
(1) 資格者名簿への登録	申請業務 [業務分類(大)]	建築関連コンサルタント
	希望業務 [業務分類(小)]	医療及び社会福祉施設
	令和5・6年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業務で掲載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者については、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。	
(2) 所在地	本店又は主たる営業所	埼玉県内
	資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。	
(3) 業務を行うための資格	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。	
(4) 業務実績	契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から公告日までの間に1回の業務委託契約により、ア、イのいずれにも該当する設計業務履行実績を有する者であること。 ア 障害者の支援や老人等の介護を行う社会福祉施設（障害者支援施設、老人ホーム、グループホーム等で居住部分を有するものに限る。）又は病院 イ 新築、改築、増築、改修工事の実施設計を行い、契約金額が500万円以上	

(5) 配置予定の技術者	建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第2項の一級建築士の免許証の交付を受けた者を管理技術者として配置できること。
(6) その他の参加資格	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により、埼玉県社会福祉事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p>
11 入札参加資格確認	<p>ア 一般競争入札参加資格等確認結果通知書は令和6年4月25日（木）までに通知する。</p> <p>イ 参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年4月30日（火）までに、書面により再確認を求められることができる。</p> <p>ウ 再確認の結果は、令和6年5月2日（木）までに通知する。</p>
12 最低制限価格	設定しない。
13 入札保証金	<p>納付する。</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に該当する者に限り、免除することができる。</p> <p>ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、この保険証券を5月2日（木）午後4時まで提出した者。</p> <p>イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>ウ その他上記に準ずる場合であると認めるとき。</p> <p>(2) (1)イに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。 当該年度の前々年度の4月1日以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類は10、(4)、アに該当し、受注金額が1,000万以上の業務委託契約を2回以上締結し、業務完了検査結果通知書等、履行した実績を証明するものの写しを提出した場合。</p>

	<p>(3) 入札保証金は、入札の終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は落札者が納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。</p> <p>(4) 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、還付しないものとする。</p>
14 契約の条件	特になし。
15 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県社会福祉事業団を債権者とする業務履行保証契約を締結した者</p> <p>(3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
16 支払条件	
(1) 前金払	する。（その額は契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。
(2) 部分払い	しない。
17 業務説明会	開催しない。
18 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札時の提出書類	<p>ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（写し）及び一般競争入札参加資格等確認結果通知書を提出する。</p> <p>イ 入札参加者は初度入札時に入札金額見積内訳書を提出する。</p>
(3) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 提出書類	落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(5) 入札回数	<p>ア 再度入札は2回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p>
(6) 入札の辞退	要領第18条の規定による。
(7) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(8) くじ引きによる落札者の決定	落札となるべき同額の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

	<p>この場合、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
(9) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 入札者の押印のない入札書による入札</p> <p>イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札</p> <p>ウ 金額の訂正のある入札書による入札</p> <p>エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札</p> <p>オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札</p> <p>カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札</p> <p>キ 他人の代理を兼ねた者がした入札</p> <p>ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がした入札</p> <p>ケ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札</p> <p>コ 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>サ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>シ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札</p> <p>ス 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札</p> <p>セ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
19 その他	<p>(1) 埼玉県社会福祉事業団会計規定、会計事務処理要領を熟知の上、埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札要領に基づき入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。</p> <p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加者は、入札後、この公告、仕様書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(5) 契約期間中に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に係る入札参加停止の措置を受けたときは契約を解除することがある。</p> <p>この場合、受注者は契約の解除による損害の賠償請求をすることができない。</p>
20 この公告に関する問い合わせ先	<p>社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団花園 庶務担当 電 話 : 048-584-2506 ファクシミリ : 048-584-5081</p>